なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が10箇所存在するが、このうち８箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。西日本高速道路株式会社は、残る２箇所についても徳島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、四国縦貫自動車道端末の徳島インターチェンジから阿南四万十線の鳴門ジャンクション（仮称）までの間における高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道及び徳島インターチェンジと一般国道11号とを連結するためのランプを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成６年11月29日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、車線数等を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、阿南四万十線本体事業の事業計画は４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、都市計画決定された区域の範囲内において、用地必要面積、支障物件数及び事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものであると認められる。

さらに、阿南四万十線本体事業の施行に伴う市道、町道及び農業用水路付替工事並びに一般国道11号本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、四国縦貫自動車道端末の徳島インターチェンジから阿南四万十線の鳴門ジャンクション（仮称）までの間における高速交通ネットワークの整備が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に交通事故等の災害時における輸送路の確保を図る必要があると認められる。

また、徳島県議会議長を会長とする徳島県議会四国横断自動車道建設促進議員連盟等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　徳島県徳島市役所、徳島県板野郡北島町役場及び鳴門市役所

○国土交通省告示第九百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道39号改築工事（北見道路・北見インターチェンジ（仮称）から東十号インターチェンジ（仮称）まで）、これに伴う用排水路、送電線、道道及び市道付替工事並びに送電線及び道道付替工事に伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道北見市北上、南丘、川東、若松及び端野町川向地内

２　使用の部分　北海道北見市北上、川東及び若松地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道北見市北上地内から同市端野町川向地内までの延長10.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道39号改築工事（北見道路）、これに伴う用排水路、送電線、道道及び市道付替工事並びに送電線及び道道付替工事に伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道39号改築工事（北見道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される道道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第３号に掲げる都道府県道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される用排水路及び送電線の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第５号に掲げる地方公共団体又は土地改良区が設置する用水路又は排水路に関する事業及び同条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当し、送電線及び道道付替工事の施行に伴う附帯工事として設置する資材置場、仮設ハウス、工事用道路及び迂回路の設置工事は、同条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道39号（以下「本路線」という。）は、旭川市を起点とし、北見市等を経由して網走市に至る延長216.6㎞の主要幹線道路である。このうち、本件区間は、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線（以下「北海道横断自動車道」という。）に並行する一般国道の自動車専用道路である。

本路線は、旭川市と網走支庁管内のオホーツク地域（以下「オホーツク地域」という。）とを結ぶ路線であるほか、一般国道240号、一般国道241号等（以下「一般国道240号等」という。）と接続し、石狩支庁管内や胆振支庁管内などの道央地域（以下「道央地域」という。）とオホーツク地域とを結ぶことから、オホーツク地域における産業及び経済等の中心都市である北見市、重要港湾網走港を擁する網走市及びオホーツク地域の玄関口である女満別空港を擁する網走郡大空町と、特定重要港湾苫小牧港を擁する苫小牧市及び北海道の空の玄関口である新千歳空港を擁する千歳市等の物流拠点とを結ぶ主要幹線道路となっている。